



「物価高騰対応等緊急支援給付金（7万円）」の 対象者へ 12/26（火）から通知書を発送します



ターゲット 1.5

2023年12月22日

郡山市保健福祉部

保健福祉総務課

課長 早川 利郎

TEL：924-3826

SDGs ターゲット 1.5 「貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、経済、社会、環境的ショックを軽減する。」

住民税の非課税世帯等へ、電気、ガスその他エネルギー・食品等の価格高騰による影響の緩和を目的とした緊急支援給付金（7万円）の支給事務を以下のとおり開始します。（令和5年12月補正予算対応事業）

- 1 内容 住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり70,000円を支給
2 対象世帯 約30,000世帯（見込み）

(1) 住民税非課税世帯

基準日（2023年12月1日）において、郡山市在住である世帯員全員の令和5年度分の住民税が非課税である世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

例）親（課税）に扶養されている子（非課税）の単身世帯

子（課税）に扶養されている両親の世帯（非課税）など

(2) 家計急変世帯

予期せず収入が減少し、世帯員全員が住民税非課税相当となった世帯

3 申請の流れ (1) 住民税非課税世帯

該当世帯に12月26日（火）から要件通知書の発送を予定しています。

要件通知書が届きましたら、内容をご確認いただき、振込口座等に変更のない場合は手続き不要です。

※詳細は、添付のチラシをご確認ください。

(2) 家計急変世帯

該当すると思われる世帯の方は、郡山市給付金臨時相談窓口やwebサイトから申請書入手し、必要書類を添付して申請してください。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/63/95525.html>



4 申請締切日 令和6年2月29日（木）当日消印有効

5 問合せ窓口 8：30～17：15（12/29～1/3、土日祝を除く）

※相談窓口及びコールセンターいずれも12/26（火）から開設予定

・郡山市物価高騰対応等生活困窮世帯緊急支援給付金臨時相談窓口

【本庁舎1階 正面入口西側】

・郡山市物価高騰対応等生活困窮世帯緊急支援給付金コールセンター

【フリーダイヤル 0120-839-906】※1/6（土）～1/8（祝）も開設。



2024（令和6）年に郡山市は市制施行100周年を迎えます！！

ひらけ 未来へ こおりやま

令和5年度物価高騰対応等生活困窮世帯 緊急支援給付金(7万円/1世帯)について

- 令和5年度物価高騰対応等生活困窮世帯緊急支援給付金(1世帯あたり7万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から予期せず家計が急変した世帯を支援する給付金です。

I 要件通知書が届いたら、記載された口座情報等をご確認ください。

確認事項

- ①記載された給付金振込口座情報に誤りがないこと
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③既に物価高騰緊急支援追加給付金(他の自治体を含む)を受けた世帯ではないこと

変更
なし

手続きは終了です。

※準備が整い次第、記載のある口座へ振込みいたします。

変更
あり

- ①まずは下記、コールセンターへご連絡ください。

郡山市緊急支援給付金コールセンター **0120-839-906**

- ②要件通知書の裏面の該当箇所を記載し、返信用封筒で返信してください。

返信期限：令和6年1月11日(木)必着

変更ありの方

【給付金の支給予定時期】

要件通知書に「**変更のない場合は1月下旬**」に要件通知書に記載のある口座へ振込予定。

要件通知書に「**変更等のある場合は、ご返送後、不備のない書類を確認してから3週間後**」が目安です。

上記以外の方は裏面をご覧ください。

申請書での支給手続き

Ⅱ 新たに税の申告された方や令和5年1月2日以降に転入した方等の場合

申請書による**申請が必要**です。

申請書に必要事項を記入して、
必要書類と一緒にご返信ください。



申請する場合は、郡山市役所内本庁舎1階の給付金特設窓口で直接申請することができます。
また、郡山市緊急支援給付金コールセンターに申請書を請求することができます。

郡山市緊急支援給付金コールセンター 0120-839-906

※申請書は、郡山市ウェブサイトからダウンロードできます。
ダウンロード環境がない場合は、コールセンターへご連絡ください。

提出期限：令和6年2月29日(木)必着

Ⅲ 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※ となった世帯（家計急変世帯）

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和5年1月から令和6年1月までの間の任意の1ヶ月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。(適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。)
(一例)住民税非課税となる年間給与収入の目安(郡山市の場合)単身の場合:93万円以下、配偶者と子(1人)を扶養している場合168万3,999円以下

申請書による**申請が必要**です。

申請書に必要事項を記入して、
必要書類と一緒にご返信ください。



申請する場合は、郡山市役所内本庁舎1階の給付金特設窓口で直接申請することができます。
また、郡山市緊急支援給付金コールセンターに申請書を請求することができます。

郡山市緊急支援給付金コールセンター 0120-839-906

※申請書は、郡山市ウェブサイトからダウンロードできます。
ダウンロード環境がない場合は、コールセンターへご連絡ください。

提出期限：令和6年2月29日(木)必着

お問い合わせ

郡山市物価高騰緊急支援金給付コールセンター

 **0120-839-906**

受付時間 8:30~17:15 (年末年始12/29~1/3、土日祝日を除く。)
ただし、1/6(土)~1/8(月・祝)は開設しています。



ひらけ 未来へ こおりやま